

● 船員法の一部を改正する法律案

資料1－参考資料

2006年の海上の労働に関する条約（仮称）の締結に伴い、雇入契約の締結に先立つ書面による労働条件の説明義務等船員の労働条件等に関する規制の見直しを行うとともに、国際航海等に従事する一定の日本船舶及び我が国に寄港する一定の外国船舶に対する船員の労働条件等についての検査に関する制度の創設等の所要の措置を講ずる。

海上労働条約の概要

- ◆ これまでにILOにおいて定められた関連する条約等を整理・統合し、グローバルスタンダードとして、船員の労働条件を改善する
- ◆ 条約の実効性を与えるために旗国による検査及び寄港国検査（ポートステートコントロール）を導入する

ことを目的として、平成18年2月23日採択。

改正船員法の概要

【船員の労働条件の改善】

- ✓ 雇入契約の締結に先立つ書面による労働条件の説明義務・契約成立時の書面の交付義務
 - ✓ 船内苦情処理手続の整備・当該手続を利用した船員に対する不利益取扱いの禁止 等
- に関する法律改正を行うほか、船員の居住設備要件の改善等に係る制度改正を行う。

【法定検査】(旗国による検査)

- 国際航海等に従事する総トン数500t以上の日本籍船(特定船舶)に対し、条約の要件適合性を確認するための、国又は登録検査機関による定期検査の受検義務
- 検査に合格した船舶に、海上労働証書(有効期間5年)を交付し、船内備置を義務付け

【寄港国検査】(ポートステートコントロール)

- 条約の締約国・非締約国の別を問わず、日本の港に寄港する外国籍船全てに対し、条約の要件適合性を確認するための検査を実施
- 検査の結果要件不適合が判明した際には、軽微な場合は是正指導、重大な違反の場合は船舶の出港差止め等の強制措置を実施

【条約の発効要件】33%以上の商船船腹量を有する30ヶ国以上の批准後1年で発効

現在、商船船腹量 = 55%(充足済)

批准国数 = 20ヶ国(2ヶ国がILOの批准手続中。平成24年初めにも発効要件充足の見込み)

条約発効時点で、我が国において本条約の批准・国内法化が図られていない場合・・・

条約発効時点で日本籍外航船に対する条約証書が交付できない。



締約国の港に寄港した日本籍外航船がポートステートコントロールを受け、証書の不存在・条約基準の未達成を理由とした運航差止めや長期間の拘束等、甚大な影響を被るおそれ

我が国商船隊の安定的な海上輸送に甚大な障害が発生するおそれ

※ 国内法の改正と併せて、外務省においても、本条約の批准のための国会承認手続を予定。

海上労働条約 (Maritime Labour Convention) の制定経緯・目的

従来の課題

- 各条約が採択されてから相当の年月が経ち、制定以降の社会情勢・技術の進展に必ずしも対応していない。
- 複数の条約において同様の趣旨の規定が含まれ、複雑化している。
- 各条約の批准状況がよくないため、実効性を伴わない。

関連する条約等を整理・統合するとともに、船員の労働条件を改善

国際労働機関 (ILO) において
2006年2月23日採択

「2006年の海上の労働に関する条約」の策定

【1】船員の労働条件に関する統一的な国際基準を確立

実効性を担保するため

【2】旗国検査・寄港国検査(PSC)制度の導入

【2-1】旗国政府による外航自国籍船舶に対する条約の適合性に係る検査の実施(旗国検査)、検査に合格した船舶に対する条約証書の発給

【2-2】寄港国政府による外国籍船舶に対する検査(ポートステートコントロール(PSC))の実施

船員の労働環境の向上・海運市場における国際的基準に基づく公正な国際競争の確保

「海上労働条約」 批准状況

【批准国(2012年1月現在)】

国名	船腹量(%)
リベリア	10.39
マーシャル諸島	5.56
バハマ	5.45
パナマ	21.60
ノルウェー	1.88
ボスニア・ヘルツェゴビナ	—
スペイン	0.33
クロアチア	0.16
ブルガリア	0.06
カナダ	0.34
セントビンセント・グレナディーン	0.58
スイス	0.07
ベナン	0.00
シンガポール	4.65
デンマーク	1.28
アンティグア・バーブーダ	1.13
ルクセンブルグ	0.11
キリバス	0.06
オランダ	0.79
オーストラリア	0.21
(合計)20か国	(合計)54.66

(参考)
日本の船腹量は、1.67%

【発効要件】

国数(30ヶ国以上)

批准国数

批准国(20か国)

実績

批准国数が30か国に到達した時点

ILOの批准手続き中
(2か国(ラトビア、ガボン))

発効要件充足から
12ヶ月後に発効

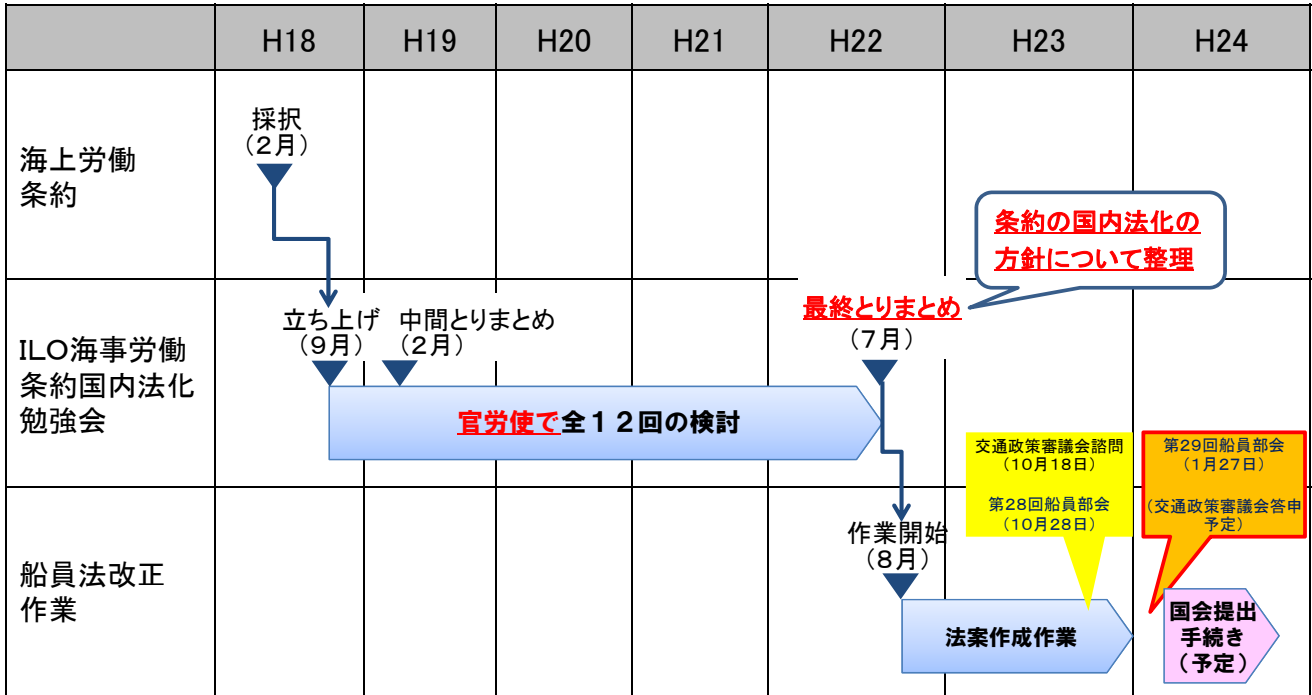
批准予定国
(30か国以上)

見込み

船腹量(33%)・・・充足済み

船員法改正法案 これまでの経緯

- 条約採択後、国内法化を進めるため、官労使による勉強会において、船員法改正等国内法化の方針について検討。
- 平成22年7月、「最終とりまとめ」。同とりまとめに沿って、船員法の改正作業を実施。



「船員法の一部を改正する法律案」 主要改正事項一覧

【1】労働条件等に関する改正

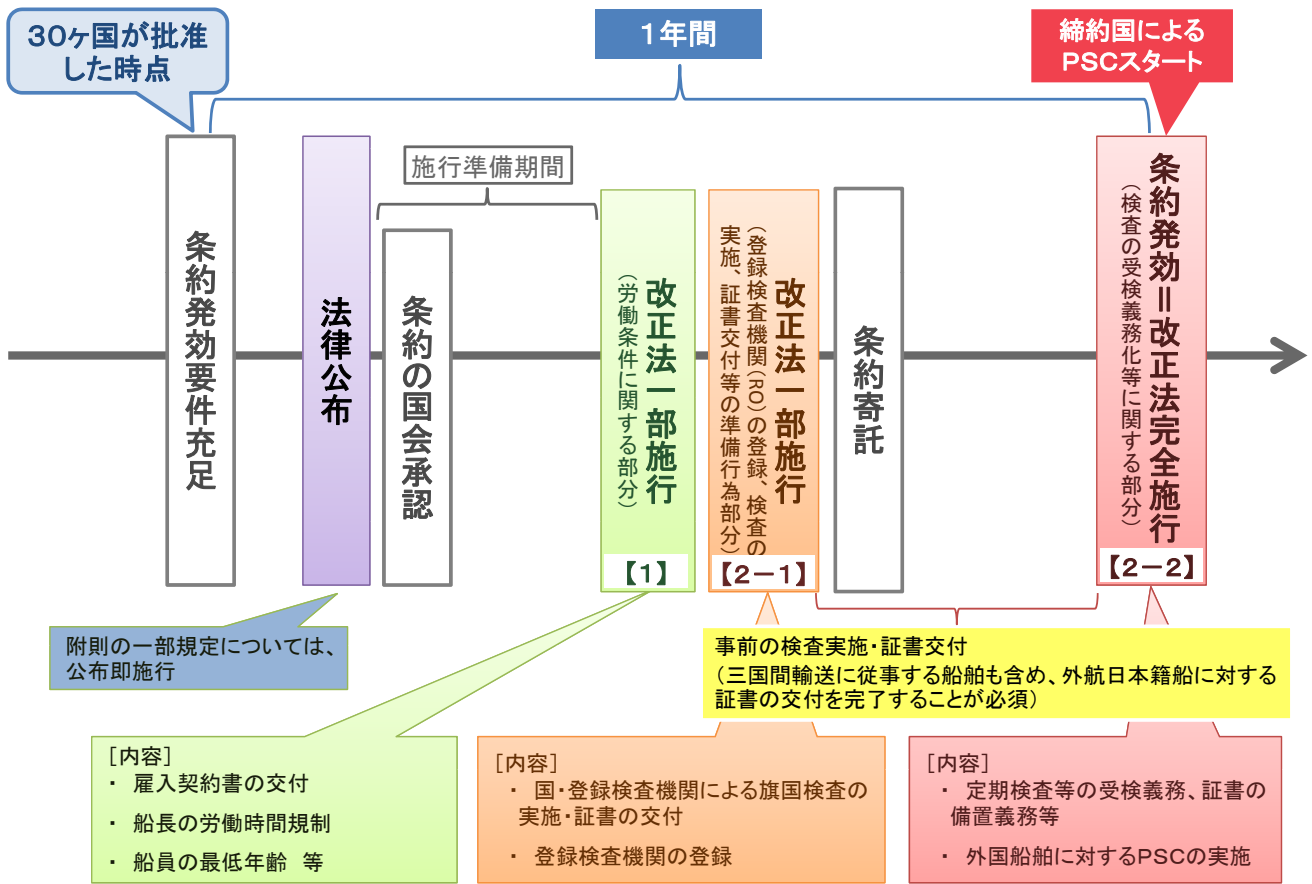
改正項目	改正内容
1 雇入契約書の交付等	契約締結前・成立時における船員への雇入契約書の交付及び契約当事者双方による契約書の保有を義務付け。 雇入契約書の写しの船内備置を義務付け。
2 船員募集・職業紹介機関を利用した船員の雇入	不適切な募集受託者・船員職業紹介機関を利用した船員の雇入を禁止。
3 送還・輸送方法	船員に責がある事由により船舶所有者が雇入契約を解除した場合における船員の送還を義務付け。あわせて、適切な輸送方法によることを義務付け。
4 給与明細の交付	船員への給与明細書の交付を義務付け。
5 船長等の労働時間規制の適用	船長、機関長、医師等を労働時間規制の対象とするとともに、船長については労使協定により対象外とすることを認める。
6 休息時間規制に関する労使協定による適用除外	特定の状況において、労使協定による休息時間規制の適用除外を認める。
7 船員の最低年齢	15歳から16歳に変更。(ただし、漁船は15歳で最初の3月31日を終了した者)
8 船内苦情処理手続	船内苦情処理手続の整備等を義務付け。 苦情を申し出た船員に対する不利益取扱を禁止。

平成23年10月28日船員部会の議論を踏まえた修正点

【2】旗国検査・寄港国検査の導入

改正項目	改正内容
9 旗国検査・証書の交付	一定の自国籍船に対する旗国検査の実施・海上労働証書の交付。 旗国検査を実施する登録検査機関の登録・当該機関に対する監督。
10 寄港国検査(ポーステートコントロール)	外国籍船に対する寄港国検査(ポーステートコントロール)の実施。 日本に寄港した外国籍船の船員による条約違反に係る苦情の申し出の対応。

条約発効までの予定



ILO海上労働条約における旗国検査と寄港国検査

